

# 鳥取県公報

令和2年1月21日(火) 第9169号

每週火·金曜日発行

|            |     |   | 目   | 次   |      |                             |
|------------|-----|---|---|---|------|-----------------------------|
| $\Diamond$ | 告   | 示 | 生活保護法による医療機関の指定 (13)<br>生活保護法による指定医療機関の廃止の<br>建築士法第4条第4項第3号に規定する<br>建築士法第15条第2号に規定する者の認定<br>指定居宅サービス事業の廃止の届出 (17)                 | 届出(14)(〃)・・・・・・<br>者の認定基準(15)(住まいまち<br>定基準(16)(〃)・・・・・          | <br> | <br>· 2 · 2 · 2 · 4 · 6     |
| $\Diamond$ | 調達公 | 告 | 指定居宅サービス事業の廃止の届出(18)<br>指定介護予防サービス事業の廃止の届出<br>落札者の決定(情報政策課)・・・・・<br>落札者の決定(物品契約課)・・・・・<br>随意契約の相手方の決定(教育委員会事<br>落札者の決定(博物館)・・・・・・ | ) (西部総合事務所福祉保健局)<br>(19) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |      | <br>· 6 · 6 · 7 · 7 · 7 · 8 |
|            |     |   |   |   |      |                             |
|            |     |   |   |   |      |                             |
|            |     |   |   |   |      |                             |
|            |     |   |   |   |      |                             |
|            |     |   |   |   |      |                             |

# 示

#### 鳥取県告示第13号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法 第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のと おり告示する。

令和2年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 薬局

| 名 称  | 所 在 地     | 指定年月日     |
|------|-----------|-----------|
| 倉吉薬局 | 倉吉市南昭和町17 | 令和元年12月1日 |

#### 鳥取県告示第14号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」と いう。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止 した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例に よる場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 薬局

| 名 称             | 所 在 地        | 廃 止 年 月 日  |
|-----------------|--------------|------------|
| 鳥取県薬学総合センター倉吉薬局 | 倉吉市南昭和町17    | 令和元年11月30日 |
| 日本調剤 昭和町薬局      | 倉吉市昭和町二丁目156 | IJ         |

### 鳥取県告示第15号

建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第4項第3号の規定に基づき、同項第1号及び第2号に掲げる者と同 等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

令和2年1月21日

鳥取県知事 平 井

1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後(学校教育法(昭 和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同表の実務年数の欄に掲げる年 数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有するこ ととなる者

| 学校           | 科目                                | 実務年数 |
|--------------|-----------------------------------|------|
|              | 令和元年国土交通省告示第749号(建築士法第4条第4項第1号の   |      |
|              | 国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件。以下「告示    |      |
|              | 第749号」という。)の第1第1号又は第2号に規定する科目。(告  | 1年   |
| 学校教育法による大学又は | 示第749号の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは「30単 |      |
| 高等専門学校       | 位」と読み替えるものとする。)                   |      |
|              | 令和元年国土交通省告示第750号(建築士法第4条第4項第2号の   |      |
|              | 国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件。以下「告示    | 2年   |
|              | 第750号」という。)の第1第1号又は第2号に規定する科目     |      |

| 防衛省設置法(昭和29年法律           | 告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目         | 0年 |
|--------------------------|-----------------------------------|----|
| 第164号) による防衛大学校、         | 告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第749号 |    |
| 職業能力開発促進法(昭和44           | の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み  | 1年 |
| 年法律第64号) による職業能          | 替えるものとする。)                        |    |
| 力開発総合大学校、職業能力            |                                   |    |
| 開発大学校又は職業能力開             | 告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目         | 2年 |
| 発短期大学校                   |                                   |    |
| 学校教育法による高等学校             | 告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第750号 |    |
| 子校教育伝による同寺子校<br>及び中等教育学校 | の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み  | 3年 |
| XUT等级月子仅                 | 替えるものとする。)                        |    |

- 注 この表の科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。
  - 1 学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあっては、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)又 は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の規定の例によるものとする。
  - 2 学校教育法による短期大学にあっては、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)又は専門職短期 大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の規定の例によるものとする。
  - 3 学校教育法による高等専門学校にあっては、高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定 の例によるものとする。
  - 4 防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能 力開発大学校にあっては、大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
  - 5 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては、短期大学設置基準の規定の趣旨に準じ て行うものとする。
  - 6 学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては、高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示 第58号)の規定の例によるものとする。
- 2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校に おいて、同表の修業年限の欄に掲げる年数以上教育を受け、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、 同表の実務年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

| 学校  | 修業年限                                  | 科目                               | 実務年数 |
|---|---------------------------------------|----------------------------------|------|
| 学校教育法による  |                                       | 告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目        | 0年   |
| 高等学校若しくは  | 2年                                    | 告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第749 |      |
| 中等教育学校又は  | 2+                                    | 号第の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは「30単位」  | 1年   |
| 旧中等学校令(昭  |                                       | と読み替えるものとする。)                    |      |
| 和18年勅令第36   |                                       |                                  |      |
| 号) による中等学   | 1年                                    | 告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目        | 2年   |
| 校   |                                       |                                  |      |
|   |                                       | 告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第750 |      |
| 学校教育法による  | 2年                                    | 号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「15単位」と  | 3年   |
| 中学校又は義務教  |                                       | 読み替えるものとする。)                     |      |
| 中子校<br>を<br>を<br>で<br>を<br>で<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第750 |      |
| 月子以   | 1年                                    | 号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「10単位」と  | 4年   |
|   |                                       | 読み替えるものとする。)                     |      |

- 注 この表の科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置 基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学 校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
- 3 次の表の学校の種類の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職 業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表の修業年限の欄に掲げる年

数以上職業訓練を受け、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の実務年数の欄に掲げる年数 以上の建築実務の経験を有することとなる者

| 学校の種類    | 修業年限  | 科目                                     | 実務年数  |
|----------|-------|--|-------|
| 学校教育法による |       | 告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第750       |       |
| 高等学校若しくは | 3年    | 号の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは「30単位」と        | 1年    |
| 中等教育学校又は |       | 読み替えるものとする。)                           |       |
| 旧中等学校令によ | 1 /:: | ルニ体で00円の体1 英1 月 7 12 体 0 月 17 相 ウナッ約 ロ | o /F: |
| る中等学校    | 1年    | 告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目              | 2年    |
|          | 3年    | 告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目              | 2年    |
|          |       | 告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第750       |       |
| 学校教育法による | 2年    | 号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「15単位」と        | 3年    |
| 中学校又は義務教 |       | 読み替えるものとする。)                           |       |
| 育学校      |       | 告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第750       |       |
|          | 1年    | 号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「10単位」と        | 4年    |
|          |       | 読み替えるものとする。)                           |       |

- 注 この表の科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものと する。
- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- 5 平成20年11月28日前に平成10年鳥取県告示第270号(建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準について) 第1項から第3項まで及び第6項(以下「平成10年告示第1項等」という。)に掲げる課程を修めて卒業し、 建築に関する実務経験をこれらの課程に応じてそれぞれ平成10年告示第1項等に定める年数に満たない年数し か有しないもので、同日以降に同日前の建築に関する実務の経験年数と同日以降の実務経験年数を合わせてこ れらの課程に応じてそれぞれ平成10年告示第1項等に定める年数以上有することとなるもの
- 6 平成20年11月28日前から引き続き平成10年告示第1項等に掲げる過程に在学するもので、同日以後にこれら の課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ平成10年告示第1項等に定める年数以上の 実務経験の経験を有することとなるもの
- 7 前各項に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び 技能を有すると認める者

## 鳥取県告示第16号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第2号の規定に基づき、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び 技能を有する者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

平成20年鳥取県告示第774号(建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準について)は、令和2年2月29 日限り廃止する。

令和2年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の実務年 数の欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。) の経験を有することとなる者

| 学校               | 科目                               | 実務年数 |
|------------------|----------------------------------|------|
| 防衛省設置法(昭和29年法律   | 令和元年国土交通省告示第753号(建築士法第15条第1号の国土交 |      |
| 第164号) による防衛大学校、 | 通大臣の指定する建築に関する科目を定める件。以下「告示第753  | 0年   |
| 職業能力開発促進法(昭和44   | 号」という。) の第1第1号又は第2号に規定する科目       | 04   |
| 年法律第64号) による職業能  |                                  |      |

| 力開発総合大学校、職業能力  |                                   |    |
|----------------|-----------------------------------|----|
| 開発大学校又は職業能力開   |                                   |    |
| 発短期大学校         |                                   |    |
| 学校教育法(昭和22年法律第 | 告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第753号 |    |
| 26号)による高等学校及び中 | の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み  | 1年 |
| 等教育学校          | 替えるものとする。)                        |    |

- 注 この表の科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。
  - 1 防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しく職業能力 開発大学校にあっては、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の趣旨に準じて行うものとする。
  - 2 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては、短期大学設置基準(昭和50年文部省令 第21号)の規定の趣旨に準じて行うものとする。
  - 3 学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては、高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示 第58号)の規定の例によるものとする。
- 2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校に おいて、同表の修業年限の欄に掲げる年数以上教育を受け、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、 同表の実務年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

| 学校        | 修業年限 | 科目                               | 実務年数 |
|-----------|------|----------------------------------|------|
| 学校教育法によ   |      | 告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目        |      |
| る高等学校若し   |      |                                  |      |
| くは中等教育学   |      |                                  |      |
| 校又は旧中等学   | 1年   |                                  | 0年   |
| 校令(昭和18年  |      |                                  |      |
| 勅令第36号) に |      |                                  |      |
| よる中等学校    |      |                                  |      |
| 学校教育法によ   |      | 告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第753 |      |
| る中学校又は義   | 2年   | 号の第1第1号又は第2号中「20単位」とあるのは「15単位」と  | 1年   |
| 務教育学校     |      | 読み替えるものとする。)                     |      |
|           |      | 告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第753 |      |
|           | 1年   | 号の第1第1号又は第2号中「20単位」とあるのは「10単位」と  | 2年   |
|           |      | 読み替えるものとする。)                     |      |

- 注 この表の科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置 基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置 基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
- 3 次の表の学校の種類の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職 業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表の修業年限の欄に掲げる年 数以上職業訓練を受け、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の実務年数の欄に掲げる年数 以上の建築実務の経験を有することとなる者

| 学校の種類    | 修業年限 | 科目                               | 実務年数 |
|----------|------|----------------------------------|------|
| 学校教育法による |      | 告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目        |      |
| 高等学校若しくは |      |                                  |      |
| 中等教育学校又は | 1年   |                                  | 0年   |
| 旧中等学校令によ |      |                                  |      |
| る中等学校    |      |                                  |      |
| 学校教育法による | 3年   | 告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目        | 0年   |
| 中学校又は義務教 | 2年   | 告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第753 | 1年   |

| 育学校 |    | 号の第1第1号又は第2号中「20単位」とあるのは「15単位」と  |    |  |
|-----|----|----------------------------------|----|--|
|     |    | 読み替えるものとする。)                     |    |  |
|     |    | 告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目(告示第753 |    |  |
|     | 1年 | 号の第1第1号又は第2号中「20単位」とあるのは「10単位」と  | 2年 |  |
|     |    | 読み替えるものとする。)                     |    |  |

- 注 この表の科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものと する。
- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- 5 平成20年11月28日前に平成10年鳥取県告示第270号(建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準について) 第1項から第6項までに掲げる課程を修めて卒業した者
- 6 前各項に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認 める者

# 鳥取県告示第17号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月21日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所<br>の名称 | 指定に係る事業所<br>の所在地 | 届出年月日   | 廃止年月日  | サービスの種類 |
|------------|-----------------|------------------|---------|--------|---------|
|            |                 | 東伯郡北栄町瀬戸         | 令和2年1月9 | 令和2年2月 | 訪問看護    |
|            | ション大栄           | 53-2             | 日       | 9 日    |         |

#### 鳥取県告示第18号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月21日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 樹

| 事業者の名称又 | 指定に係る事業所 | 指定に係る事業所  | 届出年月日         | 廃止年月日   | サービスの種類 |
|---------|----------|-----------|---------------|---------|---------|
| は氏名     | の名称      | の所在地      | <b>油山平</b> 月日 | 発正平月日   | リーころの種類 |
| 有限会社エイジ | 有限会社エイジレ | 米子市永江201- | 令和元年12月11日    | 令和元年12月 | 福祉用具貸与  |
| レス・ライフ  | ス・ライフ    | 15        |               | 31日     |         |
| "       | ,,       | ,,        | ,,            | ,,      | 特定福祉用具販 |
| ,,,     | "        | "         | "             | "       | 売       |

# 鳥取県告示第19号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

令和2年1月21日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 樹

| 事業者の名称又 | 指定に係る事業所 | 指定に係る事業所  | 見川左月日      | 成山左月日   | 4. ドフの徒朽 |
|---------|----------|-----------|------------|---------|----------|
| は氏名     | の名称      | の所在地      | 届出年月日      | 廃止年月日   | サービスの種類  |
| 有限会社エイジ | 有限会社エイジレ | 米子市永江201- | 令和元年12月11日 | 令和元年12月 | 介護予防福祉用  |
| レス・ライフ  | ス・ライフ    | 15        |            | 31日     | 具貸与      |

| ,,, | ,, | ,, | " | ,,, | 特定介護予防福 |
|-----|----|----|---|-----|---------|
| ,,  | ,, | "  | " | "   | 祉用具販売   |

調達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月21日

鳥取県知事 平 井 治

1 調達件名及び数量 岡山縮退サイトノーツサーバ等賃貸借 一式

2 契 約 方 式 一般競争入札

札 令和元年12月26日 3 落 H

4 落札者の名称及び所在地 KOA·日通商事共同企業体

米子市両三柳328

札 67,755,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

令和元年11月12日 6 入 札 公 告 H 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 排水ポンプ車 1台

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 Н 令和元年11月22日

4 落札者の名称及び所在地 山陰クボタ水道用材株式会社

島根県松江市平成町182-15

札 金 47,400,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 5 落

6 入 札 公 告 令和元年10月11日  $\exists$ 

札 式 最低価格落札方式

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 8 契約事務担当部局の名称

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号) 第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月21日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 田 中 宏 明

1 調達件名及び数量 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕一式

2 契 約 方 式 随意契約

3 随意契約の相手方を決定 令和元年12月4日

した日

サンセイ株式会社下関工場 4 契約の相手方の名称及び

所在地 山口県下関市彦島本村町三丁目5-1 5 契 約 金 額 106,700,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意契約による理由 再度の入札に付し落札者がないため。(地方自治法施行令(昭和22年政令第16

号) 第167条の2第1項第8号)

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立境港総合技術高等学校

及び所在地 境港市竹内町925

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を 定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月21日

鳥取県立博物館長 田 中 規 靖

1 調達件名及び数量 鳥取県立美術館整備運営事業 一式

2 契 約 方 式 総合評価一般競争入札

3 落 札 日 令和2年1月14日

4 落札者の名称及び所在地 大和リースグループ

代表企業 大和リース株式会社山陰営業所

島根県松江市学園南一丁目15-10

5 落 札 金 額 14,265,981,372円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 入 札 公 告 日 令和元年7月23日 7 落 札 方 式 総合評価落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立博物館

及び所在地 鳥取市東町二丁目124